

## 06給水装置工事事務論

## 給水装置工事主任技術者の職務

平成24年度問題36 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 主任技術者は、調査・計画段階で得られた情報に基づき、また、計画段階で関係者と調整して作成した施工計画に基づき、最適な工程を定め、それを管理しなければならない。
- イ 主任技術者は、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこととされているが、その職務の一つとして、工事品質を確保するために、現場ごとに従事者の技術的能力の評価を行い、指定給水装置工事事業者に報告しなければならない。
- ウ 主任技術者は、給水装置工事の技術上の管理を行うこととされているが、この技術上の管理とは、給水装置工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の工事過程の全体について技術上の統括管理を行うことである。
- エ 主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理及び給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行うため、主任技術者が自ら工事の施行に従事してはならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |

## 【解説】

ア 記述の通り。給水装置工事技術指針▶第8編給水工事事務論▶2給水装置工事主任技術者に求められる知識と技能▶(解説)1.▶(3)施工▶②工程管理、品質管理、安全管理▶イ 主任技術者は、調査段階、計画段階で得られた情報に基づき、また、計画段階で関係者と調整して作成した施工計画に基づき、最適な工程を定め、それを管理しなければならない。

イ 誤り。水道法第25条の4(給水装置工事主任技術者)第3項 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

第4項 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

水道法施行規則第23条(給水装置工事主任技術者の職務) 法第25条の4第3項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

上記が主任技術者の職務であり、「現場ごとに従事者の技術的能力の評価を行う」は**職務にない**。

ウ 記述の通り。第8編給水工事事務論▶2給水装置工事主任技術者に求められる知識と技能「給水装置工事の適正な施行を確保するためには、給水装置工事についての十分な知識及び技能を有する給水装置工事主任技術者が事業活動の本拠である事業所に配置され、**調査、計画、施工、検査の一連の業務からなる工事全体を管理する**とともに、給水装置工事主任技術者により工事従事者に対する指導監督が十分行われる体制が整備されていることが必要である。」

エ 誤り。主任技術者の職務に支障がないかぎり、**自ら工事の施工をすることは可能である**。

したがって、(3)が適当なものである。

平成23年度問題37 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者の業務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

- ア 水道事業者による給水装置の検査の際に、当該給水装置工事を行った指定給水装置工事事業者に対し、立会の要求があったので、給水装置工事主任技術者は現場での立会いを行うこととした。
- イ 給水装置工事の依頼を受けた土地を事前調査したところ、白っぽい粘土層であった。念のため確認すると海成粘土層(腐食性土壌)だったので、腐食に強い硬質塩化ビニル管を使用することとした。
- ウ 給水管は、宅地造成時に配水管より分岐して宅地まで、埋設深さ 1.5m で布設が終わっているが、今回その先で給水管を布設することとなった。建設工事公衆災害防止要綱土木工事編で、掘削の深さが2.0mを超える場合には、原則として、土留工を施すとされているが、給水管の床付けが 1.6m 程度なので、土留工を施工せず掘削することとした。
- エ ガソリンスタンド内の給水装置の改造工事に際し、事前調査で試掘したところ、既設の硬質塩化ビニルライニング鋼管の外面が激しく腐食していたので、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を布設することとした。

- ア イ ウ エ  
 (1) 正 誤 正 正  
 (2) 誤 正 誤 正  
 (3) 正 正 誤 誤  
 (4) 正 誤 正 誤

【解説】

ア は記述の通り。水道法第 25 条の 9(給水装置工事主任技術者の立会い)「水道事業者は、第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。」

**立会が求められた場合は、担当した給水装置工事主任技術者は検査に立会わなければならない。**

イ は記述の通り。腐食の起こりやすい土壌の埋設管

- (1) 腐食の起こりやすい土壌
- ① 酸性又はアルカリ性の工場廃液等が地下浸透している土壌。
  - ② 海浜地帯で地下水に多量の塩分を含む土壌。
  - ③ 埋立地の土壌(硫黄分を含んだ土壌、泥炭地等)
- (2) 腐食の防止対策
- ① **非金属管を使用する。**
  - ② 金属管を使用する場合は、適切な電食防止措置を講じること。

ウ 誤り。

建設工事公衆災害防止対策要綱第 41(土留工を必要とする掘削) 起業者又は施工者は、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して、土留工の型式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。

この場合、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが**1.5メートル**を超える場合には、原則として、土留工を施すものとする。また、掘削深さが4メートルを超える場合、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては、親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施さなければならない。

エ 誤り。**ビニル管、ポリエチレン管等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所には使用しないこと**とし、金属管(鋼管、ステンレス鋼管等)を使用することが望ましい。合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置を施すこと。

ここでいう鉱油類(ガソリン等)・有機溶剤(塗料、シンナー等)が浸透するおそれのある箇所とは、1)ガソリンスタンド、2)自動車整備工場、3)有機溶剤取扱い事業所(倉庫)等である。

したがって、(3)が適当なものである。

平成22年度問題36 給水装置工事事務論 水道法施行規則第23条の給水装置工事主任技術者の職務に関する記述において、水道法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と連絡又は調整を行うこととされているが、に入る語句の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ① 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における ア の確認に関する連絡調整。  
 ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事の イ の他工事上の条件に関する連絡調整。  
 ③ ウ した旨の連絡。

	ア	イ	ウ
(1)	給水管の延長	使用工具	給水装置工事に着手
(2)	配水管の位置	工法、工期	給水装置工事を完了
(3)	給水管の延長	工法、工期	給水装置工事を完了
(4)	配水管の位置	使用工具	給水装置工事に着手

【解説】

則第23条(給水装置工事主任技術者の職務)「法第25条の4第3項第4号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整  
 二 第36条第1項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整  
 三 給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡」

したがって、(2)が適当なものである。

平成21年度問題38 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては、主任技術者)という。)の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 給水装置工事の施行に際して当該給水装置工事の施主等から、工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合がある。それらが給水装置の構造及び材質の基準に適合しないときには、主任技術者は、使用できない理由を明確にして施主等に説明しなければならない。  
 イ 主任技術者は、ガソリンスタンド内の給水装置の改造工事に際し、事前調査で試掘したところ、既設の硬質塩化ビニルライニング鋼管の外表面が激しく腐食していたので、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を布設することとした。  
 ウ 主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理及び給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行うため、主任技術者が自ら工事の施行に従事してはならない。  
 エ 水道事業者は、給水装置工事の検査にあたり、検査の厳正を期するため、主任技術者の立会いを求めなければならない。主任技術者はこれに応じなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	誤	正	誤	正
(2)	正	誤	誤	誤
(3)	誤	誤	正	誤
(4)	正	誤	誤	正

【解説】

ア 記述の通り。給水装置工事技術指針▶第8編給水工事事務論▶2給水装置工事主任技術者に求められる知識と技能▶(解説)1▶(2)計画▶①給水装置、気合の選定▶ウ 施主等から、工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合があるが、それらが基準に適合しないものであれば、使用できない理由を明確にして施主等に説明しなければならない。

イ 誤り。給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条(浸出等に関する基準)第4項「鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。」

ウ 誤り。主任技術者の職務に支障がないかぎり、**自ら工事の施工をすることは可能である。**

エ 誤り。法第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会い)「水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、**当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。**」

**主任技術者の立会いは必ず求めなければならないものではない。**

したがって、(2)が適当なものである。

平成20年度問題37 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 主任技術者は、道路下の配管工事の場合、事前に地下埋設物の調査を行うほか、工事の時期、時間帯、工事方法等についても、道路管理者、交通管理者、水道事業者等と連絡調整を行っておく必要がある。
- イ 主任技術者は、当該給水装置工事の施主から、工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合がある。それらが給水装置の構造及び材質の基準に適合しないものであれば、使用できない理由を明確にして施主に説明しなければならない。
- ウ 配水管と給水管の接続工事や道路下の配管工事については、当該配水管やその他の地下埋設物を変形、破損等することがないように適切な作業を行うために、主任技術者は、必ず現場にて、他の従事者を指導監督して施工させるか、又は自らが施工しなければならない。
- エ 水道事業者が、水道法第17条に基づき、当該給水装置工事の検査を行う場合、適正な検査を確実に実施しなければならないことから、主任技術者は、その検査には必ず立ち会わなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |

【解説】

ア 交通管理者は所轄警察署(交通課)であるとすれば記述は正しい。交通管理者通常使われる用語ではない。

イ 記述のとおり。

ウ 誤り。水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第二号 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる**技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。**

第三号 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

エ 法25条の9により、水道事業者は検査の立会を求めることができるが、立会の求めがない場合もあるので、**必ず立会いを要求しているものではない。**

したがって、(1)が適当なものである。

平成19年度問題39 給水装置工事事務論 水道法及び水道法施行規則に規定されている給水装置工事主任技術者の職務として、次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する水道事業者への連絡調整。
- (3) 単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)以外の給水装置工事を完了したときの水道事業者への連絡。
- (4) 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合の水道事業者への届出。

【解説】

(1)、(2)、(3) 記述のとおり。

(4) **法第25条の7(変更の届出等)**「指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」**変更届け出をするのは、指定給水装置工事事業者である。**

したがって、(4)が不適当なものである。

平成18年度問題39 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

ア 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分果たさなければならない。

また、工事従事者の健康状態も管理し、水系感染症に注意しなければならない。

イ 主任技術者は、事前調査においては、地形、地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について、十分調査を行わなければならない。それにより得られた情報を給水装置工事の施行に確実に反映させなければならない。

ウ 主任技術者は、配水管と給水管の接続工事や道路下の配管工事については、水道施設の損傷、汚水の流入による水質汚染事故、漏水による道路の陥没等の事故を未然に防止するため、必ず現場に立ち会って施行上の指導監督を行わなければならない。

エ 主任技術者は、水道事業者が水道法に基づき当該給水装置の検査を行う際に、水道事業者から当該給水装置工事を施行した事業所に係る指定給水装置工事事業者に対し、主任技術者の立会いの要求があった場合、現場での立会いを行わなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 正 | 正 | 誤 | 正 |

【解説】

ア、イ、エ 記述のとおり。

ウ 誤り。配水管と給水管の接続工事や道路の下の配管工事については、適正な工事が行われなかった場合には水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、公道部分における漏水で道路の陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、**十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせる**か又は**実地に監督させるよう**にしなければならない。

よって、主任技術者が必ず現場に立ち会って施行上の指導監督を行うことを義務づけてはいない。

したがって、(4)が適当なものである。

平成17年度問題36 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)の役割などに関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

ア 主任技術者は、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的難易度、関係行政機関等との間の調整と手続並びに給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を熟知していなければならない。

イ 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。

ウ 水道事業者は、給水装置工事の検査にあたり、検査の厳正を期するため、主任技術者の立会いを求めなければならない。主任技術者はこれに応じなければならない。

エ 主任技術者が水道法に違反したときは、水道事業者から主任技術者免状の返納を命ぜられることがある。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

ア、イ 記述の通り。

ウ 誤り。水道事業者は、水道法に基づき、日の出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

その際、水道事業者は、検査を行う給水装置について給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、その工事を施行した事業所の主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。とあり、**必ずしも給水装置工事主任者の立会いを求めるものではない**。

エ 誤り。主任技術者免状の返納を命ずるのは**厚生労働大臣**である。

したがって、(1)が適当なものである。

平成17年度問題38 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者の主要業務の一つである給水装置の配管計画に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 給水装置工事の依頼を受けた土地を事前調査したところ、白っぽい粘土層であった。念のため確認したところ海成粘土層(腐食性土壌)であったので、腐食に強い合成樹脂管を使用することとした。
- (2) 塗装業を営む施主の工場兼住宅の給水管の布設替えを依頼された。用地の制約から工場の隅に配管を行う必要があり、有機溶剤が浸透するおそれがあるため、金属管を使用することとした。
- (3) 給水装置工事の依頼を受けた住宅と配水管が布設されている道路との間には水路がある。護岸は連続式のコンクリート杭で根入れ長さが5mと深いため、河川管理者と協議して水路を横断する橋と同じ高さに剛性の高い金属管をさや管として設置し、その中に配管することとした。
- (4) 給水装置工事の依頼のあったメッキ工場は、水を汚染するおそれのある物質を扱っている。配管予定位置はその物質の貯留槽と近接しているため、強度的に優れた化学物質や腐食に強いステンレス鋼管を使用することとした。

【解説】

- (1)、(2)、(3) 記述の通り。
- (4) 誤り。シアン、六価クロム等、水を汚染するおそれのある物質を貯留したり、又は取り扱う施設に近接しては、**給水装置を設置してはならない**。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成17年度問題39 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)の職務に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 主任技術者は、道路下の配管工事について、通行者の安全の確保並びにガス管、電力線及び電話線等の保安について万全を期すなど、工事の実施に伴う公衆災害に対する安全の確保を図らなければならない。
- (2) 主任技術者は、工事に使用する給水管及び給水用具を厚生労働省が構築した給水装置データベースなどで、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(以下、本問においては「基準省令」という。)に適合していることの確認を行わなければならない。
- (3) 主任技術者は、新設、改造等の工事を行った後の給水装置が、基準省令に適合していることを確認し、その工事の施主に工事を引き渡すための最終的な工物品質確認である竣工検査を確実に実施しなければならない。
- (4) 主任技術者は、施工した給水装置工事の施主の氏名、施工場所、管理を行った主任技術者の氏名、工程ごとの給水装置の構造及び材質の基準への適合性確認の方法及びその結果等について記録を作成し、3年間保存しなければならない。

【解説】

- (1)、(2)、(3) 記述のとおり。
- (4) 誤り。**水道法第25条の8(事業の基準)** **指定給水装置工事事業者**は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

**水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第六号** 施行した給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

- イ 施主の氏名又は名称
- ロ 施行の場所
- ハ 施行完了年月日
- ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ホ 竣工図
- ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 法第25条の4第3項第三号 の確認の方法及びその結果

したがって、(4)が不適当なものである。

平成16年度問題37 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)の職務で、給水管及び給水用具の選択や使用に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 施主が使用を希望した製品は、海外認証機関の規格に適合した製品であったが、日本の基準省令に基づく検査を受けていなかったため、主任技術者は使用できないことを施主に伝え理解してもらわなければならない。
- (2) 給水装置工事に使用する弁類や継手、給水管の末端に使用する給水用具には、様々なものがあるが、主任技術者はそれぞれの特性や性能、施工上の留意事項を熟知したうえで給水装置工事に用いなければならない。
- (3) 主任技術者は、給水装置に用いる給水管や給水用具が、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているか不明な場合は、その基準に適合していることを確認しなければ使用してはならない。
- (4) 水道事業者の多くは、供給規程などで道路下に設ける給水装置の材料を指定しているが、これは地震時や事故時等の際、迅速に復旧することを目的としているので、主任技術者はその指定された材料を用いなければならない。

【解説】

(1) 誤り。海外の製品は、**海外認証機関の製品規格のうち、その性能基準項目の全てに係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上の基準の適合製品は、性能基準に適合しているものと判断して使用できる。**

(2)、(3)、(4) 記述のとおり。

したがって、(1)が不適当なものである。

平成16年度問題38 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 水道法では、「指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者は、当該水道事業者の給水区域について、給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地等を記載した申請書を、水道事業者に提出しなければならない。」とされているが、この場合、事業所の所在地は当該水道事業者の給水区域内でなくてもかまわない。
- (2) 水道法では、「水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。」とされている。ただし、給水装置の軽微な変更の場合は、当該水道事業者又は当該指定給水装置工事事業者の施行したものでなくてよい。
- (3) 水道法では、「給水装置工事主任技術者は、職務を誠実に行わなければならない。」とされている。このため、給水装置工事主任技術者を選任する指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者が職務を誠実に行うことができるように、その支援を行うとともに職務上支障を生じさせないようにしなければならない。
- (4) 水道法では、「給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理及び給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行う。」とされている。このため、給水装置工事主任技術者が自ら工事の施工に従事することはできない。

【解説】

(1)、(2)、(3)は、記述のとおり。

(4) 誤り。**給水装置工事主任技術者が自ら工事の施工に従事することはできないという規定はない。**

したがって、(4)が不適当なものである。

平成16年度問題40 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者が給水装置工事を施工、管理する業務に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 給水装置工事をを行うにあたっての事前調査で、予定工事場所付近の地下埋設物調査を自らが行う予定でいたが、建築工事との打合せなど予定が詰まってきたため、事業所の職員を指導して調査させ、その調査結果をもとに検討を行って設計し施行計画を作成した。
- (2) 受注した工事の対象となる建物が免震構造であることを施主から告げられたため、道路からの引込み管(埋設)と屋内配管との接合部分に伸縮可とう性のある継手を使用することとした。このため、損失水頭が増加したが、施主に説明し了解を得た。
- (3) 造成地の盛土部分で給水管の布設を行うこととなった。給水管は宅地造成時に配水管より分岐して宅地内まで布設が終わっているが埋設深さは1.5mと深い。しかし、土留工については、労働安全衛生法施行令で、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の場合に必要なとされているが、給水管の床付けが1.6m程度なので、土留工を施工せず掘削することとした。
- (4) 水道メータ下流側の給水管の立ち上がり配管は、金属管を予定していたが、一部コンクリート製の床を貫通させなければならないことが判明した。でき上がったからの施工は困難なため、また、腐食防止も考えて建築工事の施工者に依頼し、床のコンクリートを打設する段階で、床を貫通する非金属製のさや管を埋め込んでもらい、その中に配管した。

【解説】

- (1)、(2) 記述のとおり。
  - (3) 誤り。 **建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)第 41(土留工を必要とする掘削)** 「起業者又は施工者は、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して、土留工の型式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。  
この場合、切り取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、**掘削の深さが1.5mを超える場合には、原則として、土留工を施すものとする**。また、掘削深さが4mを超える場合、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては、親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施さなければならない。」
  - (4) 記述のとおり。
- したがって、(3)が不適当なものである。



平成15年度問題36 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 給水装置工事の施主と工事の時期、工事内容、工事方法等について調整し、また後の金銭的なトラブルを未然に防止するために、主任技術者は、請負契約書の取り交わしにあたっては、これに立ち会うようにしなければならない。
- イ 配水管に給水管を接続する工事については、当該水道事業者が工法、工期、使用材料、水道事業者の立ち会い、残留塩素測定等、工事上の条件を指定している場合があるので、事前にそれらを確認しなければならない。
- ウ 配水管に給水管を接続する工事の施行にあたっては、当該配水管やその他の地下埋設物を変形、破損等することがないように適切な作業を行うことができる技能を有する者として、主任技術者自ら施行するか、又は主任技術者が現場において他の従事者を監督して行わせなければならない。
- エ 竣工検査は、新設、改造等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認、並びに通水試験、耐圧試験及び水質検査(残留塩素測定など)等を行い、施主に給水装置を引き渡すための最終的な工事品質確認である。主任技術者自ら又はその責任のもと、信頼できる現場の従事者に指示することにより、適正な竣工検査を実施しなければならない。

- ア イ ウ エ
- (1) 正 誤 正 誤
- (2) 誤 誤 正 正
- (3) 正 正 誤 誤
- (4) 誤 正 誤 正

【解説】

ア 誤り。給水装置工事の施主と、工事の時期、工事内容、工事方法等について調整するのは、給水装置工事主任技術者の職務であるが、**請負契約書の取り交わしには、必ずしも立ち会う必要はない。**

イ 記述のとおり。

ウ 配水管に給水管を接続する工事の施行にあたっては、十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせるか、又は実地に監督させなければならないとあり、**自ら施行することや現場において他の従事者を直接監督しなければならないとは定められてはいない。**

エ 記述のとおり。

したがって、(4)が適当なものである。

平成15年度問題39 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)の職務に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 主任技術者は、給水装置工事に従事する者の指導監督を行うこととされているが、その職務の一つとして、現場ごとに従事者の技術的能力の評価を行い、指定給水装置工事事業者に報告しなければならない。
- イ 主任技術者は、施行した給水装置工事が給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認を行うこととされているが、この確認は、個々の給水管や給水用具が満たすべき性能基準及び適切な接合や吐水口空間の確保等、適正な給水装置工事の施行を確保するための給水装置システム基準に適合していることの確認を行うことである。
- ウ 主任技術者は、給水装置工事の技術上の管理を行うこととされているが、この技術上の管理とは、工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査までに至る一連の過程における技術面での管理のことである。
- エ 主任技術者は、給水装置工事を施行しようとする給水区域の水道事業者と連絡又は調整を行うこととされているが、これは、配水管から給水管を分岐する場合の配水管の位置確認及び分岐から水道メータまでの工法、工期等の連絡調整であり、給水装置工事が完了した旨の連絡は含まれていない。

- ア イ ウ エ
- (1) 誤 正 正 誤
- (2) 正 誤 誤 正
- (3) 誤 誤 正 正
- (4) 正 正 誤 誤

【解説】

ア 誤り。給水装置工事主任技術者の職務の中に、**現場従事者の技術的能力の評価を行い報告する義務はない。**

イ、ウ 記述のとおり。

エ 誤り。給水装置工事主任技術者が水道事業者と行う連絡調整には、**給水装置工事が完了した旨の連絡も含まれる。**

したがって、(1)が適当なものである。

平成15年度問題40 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者が行う事前調査に関する次の記述の  
内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

事前調査は、給水装置システムの品質管理上のみならず、施主からの要望を最大限具体化するためにも重要な  
行為の一つである。現場の **ア** はもとより既存の埋設物の状況等は、必要となる官公署などの手続きを漏れなく確  
実に行うことができるように、水道法第14条に基づき水道事業者が定める **イ** のほか、関係法令を調べたりするこ  
とも含まれる。また、道路下の配管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法等について、あらかじめ水道事  
業者や **ウ** 等の承認や許可等を受けることが必要である。

これらの調査結果から、現場の状況に応じた適正な **エ** を検討し、工事の難易度に合わせて熟練した配管技能  
者を配置、指導し、工程管理、品質管理、安全管理等を確実に行わなければならない。

- |     | ア     | イ    | ウ     | エ    |
|-----|-------|------|-------|------|
| (1) | 地形・地質 | 技術指針 | 公安委員会 | 給水方式 |
| (2) | 地形・地質 | 供給規程 | 道路管理者 | 施工計画 |
| (3) | 埋設物計画 | 供給規程 | 公安委員会 | 給水方式 |
| (4) | 埋設物計画 | 技術指針 | 道路管理者 | 施工計画 |

【解説】

給水装置工事技術指針▶第8編給水工事事務論▶2給水装置工事主任技術者に求められる知識と技能▶(解説)1.▶(1)  
調査▶①事前調査②水道事業者との調整参照

事前調査は、給水装置システムの品質管理上のみならず、施主からの要望を最大限具体化するためにも重要な  
行為の一つである。現場の**地形・地質**はもとより既存の埋設物の状況等は、必要となる官公署などの手続きを漏れな  
く確実にを行うことができるように、水道法第14条に基づき水道事業者が定める**供給規程**のほか、関係法令を調べたり  
することも含まれる。また、道路下の配管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法等について、あらかじめ  
水道事業者や**道路管理者**等の承認や許可等を受けることが必要である。

これらの調査結果から、現場の状況に応じた適正な**施行計画**を検討し、工事の難易度に合わせて熟練した配管技  
能者を配置、指導し、工程管理、品質管理、安全管理等を確実に行わなければならない。

したがって、(2)が適当なものである。

## 給水装置工事事業者

平成23年度問題38 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)及び給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか**。

- ア 工事事業者の指定は、水道事業者ごとに行われるものである。したがって、複数の水道事業者の給水区域において給水装置工事を行うには、水道事業者ごとに指定の申請を行わなければならない。
- イ 工事事業者及び主任技術者は、常に水道法や関係法令を遵守しなければならない。主任技術者は、水道法に違反した場合、厚生労働大臣から主任技術者免状の返納を命じられることがある。
- ウ 主任技術者は、給水装置工事についての十分な知識及び技能を有する者として国家試験により全国一律の資格を付与されている。したがって、特に届出をしなくても主任技術者として、全国どこでも給水装置工事に携わることができる。
- エ 工事事業者は、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のため、研修の機会を確保するよう努めなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 正 |

## 【解説】

ア 記述の通り。

水道法第25条の2(指定の申請)

第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を**水道事業者**に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項

したがって、指定の申請はそれぞれの水道事業者におこなう。

イ は記述の通り。

**第25条の5(給水装置工事主任技術者免状)第3項** 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

ウ 誤り。給水装置工事主任技術者は、工事事業者の事業所ごとに選任される。事業所としての業務は、**指定を受けた水道事業者の給水区域に限り活動することができる**。

エ 記述の通り。**水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第四号** 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

したがって、(1)が適当なものである。

平成23年度問題40 給水装置工事事務論 水道法に基づく給水装置工事主任技術者の選任に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はどれか。なお、本問においては指定給水装置工事事業者を「工事事業者」といい、給水装置工事主任技術者を「主任技術者」という。

- ア 工事事業者は、水道法第 16 条の2の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者の免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。
- イ 工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- ウ 工事事業者の指定を受けようとする者は、その指定を受けようとする水道事業者それぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び主任技術者の免状の交付番号を提出しなければならない。
- エ 工事事業者は、主任技術者を解任したときは、遅滞なくその旨を水道事業者に届け出なければならない。

- (1) 1  
(2) 2  
(3) 3  
(4) 4

【解説】

- ア 記述の通り。第21条(給水装置工事主任技術者の選任)第1項 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- イ 記述の通り。第21条(給水装置工事主任技術者の選任)第2項 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- ウ 記述の通り。水道法施行規則第22条 法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		
殿		年 月 日
		届出者
水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。		
給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。		

- エ 記述の通り。第25条の4(給水装置工事主任技術者)第2項 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。**これを解任したときも、同様とする。**

したがって、(4)が適当なもの数である。

平成22年度問題37 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 水道法第 25 条の2では、給水装置工事事業者の指定を受けようとする者は、当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地等を記載した申請書を、水道事業者に提出しなければならないとされているが、この場合、事業所の所在地は当該水道事業者の給水区域内でなければならない。
- イ 水道法第 16 条の2では、水道事業者は、供給規程の定めるところにより当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(工事事業者)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができるが、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。
- ウ 工事事業者は、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めなければならない。
- エ 工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する其準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

ア 誤り。法25条の3では、給水装置工事事業者の指定の基準には、**事業所の所在地が指定を受ける当該水道事業者の給水区域内でなければならないという規定はない。**

イ 記述の通り。**法第16条の2(給水装置工事)第3号**「前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、**厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。**」

**第13条(給水装置の軽微な変更)**「法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。」

ウ 記述の通り。**水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第四号** 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

エ 記述の通り。**第25条の8(事業の基準)**「指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。」

したがって、(1)が適当なものである。

平成21年度問題36 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者の指定の申請に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はどれか。

- ア 指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、必要事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
- イ 指定の申請にあたっては、当該水道事業者の給水区域について給水装置工事を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名を記載しなければならない。
- ウ 指定の申請にあたっては、給水装置工事を行うための使用材料、工法及び工期を記載しなければならない。
- エ 指定の申請にあたっては、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を申請書に記載しなければならない。

- (1) 1  
(2) 2  
(3) 3  
(4) 4

【解説】

ア 記述の通り。水道法施行規則第18条(指定の申請)「法第25条の2第2項の申請書は、様式第一によるものとする。

様式第1 (第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業管理者 殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称  
住所  
代表者氏名

印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

イ 記述の通り。則第19条「法第25条の2第2項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。様式第1参照

ウ 誤り。水道法第25条の3(指定の基準) 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

則第20条(厚生労働省令で定める機械器具)「法第25条の3第1項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ」

給水装置工事を行うための使用材料、工法及び工期を記載しなければならないのは、指定されてから、**実際の給水装置工事の申し込みをする場合である。**

エ 記述の通り。様式第1参照

したがって、(3)が適当なもの数である。

平成20年度問題39 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)が確保すべき、給水装置工事主任技術者及びその他の工事従事者の研修の機会に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 全国統一の国家資格として位置づけられた給水装置工事主任技術者の免状の更新時に受講を義務付けられている講習会について、工事事業者がその費用を負担している。
- (2) 工事事業者は、給水装置工事に求められる知識や技能の向上を図るため、水道技術に関連する専門機関や企業が主催する外部研修会に、給水装置工事主任技術者を参加させている。
- (3) 工事事業者は、水道事業者が施工技術の向上に向けた講習会を開催した場合に、自らが参加するか、又は給水装置工事主任技術者や工事に従事する者を参加させている。
- (4) 工事事業者は、労働災害や事故発生を未然に防止するため、労働基準監督署から講師を招き、安全管理の社内研修会を開催するとともに、事業所内での「ゼロ災運動」に取り組んでいる。

【解説】

- (1) 誤り。給水装置工事主任技術者の**免状には更新義務はない。**  
 (2)(3)(4) 記述のとおり。

したがって、(1)が不適当なものである。

平成20年度問題40 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)における事業の運営の責任に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 給水装置工事を施行した道路の原状回復を図るため仮舗装したが、数日後、施工不良により道路が陥没し、それが原因で車両事故が発生してしまった。この場合工事事業者の責任は免れない。
- イ 水道事業者が行った配水系統の切替えにより一部地域の配水圧が急変し、給水を受けている需要者の一部で給水用具の不具合が発生した。設置時には適正な給水装置工事の施行が確保されていたが、請負工事完了後の**瑕疵**担保期間内の事故なので、施行した工事事業者の責任で補修しなければならない。
- ウ 道路下に布設した給水管の漏水によるサンドブラスト現象が発生し、ガス管に損傷が生じた。その結果、ガス管内に水道水や土砂が流れ込み、周辺一帯のガス供給が停止してしまった。給水管の布設当時には、適正な給水装置工事の施行が**確保**されており、施行に起因した事故でないと判明したが、工事事業者には、近接した地下埋設物に異常を生じさせてはならない義務があるので、責任は免れない。
- エ 給水装置の改造工事の際に、宅地内にあった樹木が工事の支障となったので、施主の同意を得ることなく、給水装置工事主任技術者の**独自判断**で移植してから工事を実施したところ、当該行為が原因でしばらくして樹木が枯れてしまった。請負契約では、契約に定めのない事項については事前に施主と協議をすることと定められていたので、工事事業者の責任は免れない。

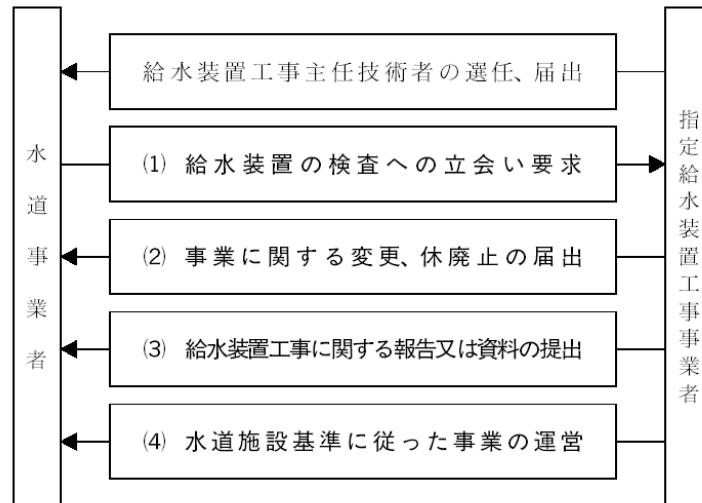
- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |

【解説】

- ア 記述の通り。工事事業者の責任である。  
 イ 誤り。排水系統の切替えが原因なので、水道事業者の責任であり、**工事事業者に責任はない。**  
 ウ 誤り。施工(材料を含む)に過失はなく、**工事事業者に責任はない。**  
 エ 記述の通り。工事事業者の責任である。

したがって、(3)が適当なものである。

平成16年度問題39 給水装置工事事務論 水道事業者と指定給水装置工事事業者との関係を表す下図の(1)から(4)までの記述のうち、不適当なものはどれか。



【解説】

- (1) 記述の通り。水道法第25条の9(給水装置工事主任技術者の立会い) 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。
- (2) 記述の通り。水道法第25条の7(変更の届出等) 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。
- (3) 記述の通り。第25条の10(報告又は資料の提出) 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- (4) 誤り。水道施設基準に従った事業の運営は、水道事業者が行うべきものであり、給水装置工事事業者とは関係がない。

したがって、(4)が不適当なものである。



## 給水装置工事事業者、水装置工事主任技術者

平成24年度問題39 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)及び給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか**。

- ア 主任技術者は、給水装置工事を適切に行わず、水道法に違反したときは、厚生労働大臣から主任技術者の免状の返納を命じられることがある。この場合、工事事業者が行った当該主任技術者の選任は効力を失うことになる。
- イ 工事事業者の指定の取り消しは、水道法の規定に基づく事由に限定するものではない。水道事業者は、条例などの供給規程により当該給水区域だけに適用される指定の取消事由を定めることが認められている。
- ウ 工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から30日以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- エ 水道事業者より工事事業者の指定を受けようとする者は、当該水道事業者の給水区域について工事の事業を行う事業所の名称及び所在地等を記載した申請書を、水道事業者に提出しなければならない。この場合、事業所の所在地は当該水道事業者の給水区域内でなくともよい。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 正 | 誤 | 正 | 正 |

## 【解説】

ア 記述の通り。

イ 誤り。第25条の24(指定の取消し等) 厚生労働大臣は、指定試験機関が第25条の13第2項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第25条の13第1項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第25条の15第2項(第25条の16第4項において準用する場合を含む。)、第25条の18第3項又は第25条の21の規定による命令に違反したとき。

三 第25条の16第1項、第25条の19、第25条の20又は前条第1項の規定に違反したとき。

四 第25条の18第1項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 不正な手段により指定試験機関の指定を受けたとき。

3 厚生労働大臣は、前2項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

したがって、**指定の取り消しは水道法に基づく**。

ウ 誤り。第21条(給水装置工事主任技術者の選任)第2項 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から**2週間以内**に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

エ 記述の通り。第25条の3(指定の基準) 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

よって、**事業所の所在地は当該水道事業者の給水区域内でなければならないという規定はない**。

したがって、(1)が適当なものである。

平成23年度問題39 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 主任技術者は、事前調査において地形・地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について、十分調査を行わなければならない。
- (2) 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分果たさなければならない。
- (3) 主任技術者は、配水管と給水管の接続工事や道路下の配管工事については、水道施設の損傷、汚水の流入による水質汚染事故などを未然に防止するため、指導監督を行わなければならない。
- (4) 主任技術者は、指定給水装置工事事業者による適正な竣工検査を確実に実施するため、自らそれにあたらなければならない、現場の従事者に代理で実施させてはならない。

【解説】

- (1) (2) (3) 記述の通り。
- (4) 誤り。主任技術者は、検査段階においては、**自ら、又はその責任のもと信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、適正な竣工検査を確実に実施しなければならない**とされている。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成21年度問題37 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)及び給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)に関する次の記述のうち、**適当なものはどれか。**

- (1) 工事事業者から選任された主任技術者は、水道法の定めにより給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保することが義務付けられている。
- (2) 工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。
- (3) 工事事業者及び主任技術者は、常に水道法や関係法令を遵守しなければならない。工事事業者及び主任技術者が水道法に違反した場合、厚生労働大臣から指定の取り消しや給水装置工事主任技術者免状の返納を命じられることがある。
- (4) 主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに水道事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事事務の技術上の管理を行う。

【解説】

- (1) 誤り。水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第四号 「給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、**研修の機会を確保するよう努めること。**」つまり努力義務である。
- (2) 記述の通り。法第25条の8(事業の基準)「指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。」
- (3) 誤り。工事事業者を指定するのは水道事業者である。したがって、**指定の取り消しをできるのも水道事業者である**。給水装置工事主任技術者免状は、厚生労働大臣が出すので、返納を命じるのも厚生労働大臣である。
- (4) 誤り。法第25条の4(給水装置工事主任技術者)第1項 「指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。」

則第36条(事業の運営の基準) 「法第25条の8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。」

個別の給水装置工事ごとに指名をするのは、**指定給水装置工事事業者**である。

したがって、(2)が適当なものである。

平成20年度問題36 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)及び給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 工事事業者の指定は、水道事業者ごとに行われるものである。したがって、複数の水道事業者の給水区域において給水装置工事を行うには、水道事業者ごとに指定の申請を行わなければならない。
- (2) 工事事業者及び主任技術者は、常に水道法や関係法令を遵守しなければならない。主任技術者は、水道法に違反した場合、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の返納を命じられることがある。
- (3) 工事事業者の指定の取り消しは、単に水道法の規定に基づく事由のみに限定されるものではない。したがって、水道事業者は、供給規定により当該給水区域だけに適用される指定の取消事由を定めることが認められている。
- (4) 工事事業者は、水道法施行規則で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に基づき、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の施行技術の向上のために、研修の機会の確保に努めなければならない。

【解説】

- (1)(2)(4) 記述のとおり。
- (3) 誤り。 **法第25条の11(指定の取消)**「水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。
- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
  - 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
  - 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
  - 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
  - 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
  - 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

**法第25条の11の他、供給規定(給水条例)等で水道事業者が独自の取消要件を定めることはできない。**

したがって、(3)が不適当なものである。

平成19年度問題36 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任しなかったため、当該工事を行った給水区域の水道事業者から、水道法に基づき指定の取消しをされた。その指定給水装置工事事業者が近隣の給水区域である複数の水道事業者からも指定を受けている場合、その近隣の給水区域の水道事業者は、当該指定給水装置工事事業者の指定の取消しをしなければならない。
- イ 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定められている給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために研修の機会を確保するよう努めることとし、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。
- ウ 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事についての十分な知識及び技能を有する者として国家試験により全国一律の資格を付与されている。したがって、厚生労働省令で定める機械器具を有し、一定の欠格事項に該当しなければ、特に届出をしなくても全国どこでも給水装置工事を施行することができる。
- エ 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者が技術の要となり調査、計画、施工、検査の一連の業務を行うことから、水道事業者と連絡調整を常に行わなければならない。このため、指定の申請をする場合は、申請者の住所又は事業所の所在地が、当該水道事業者の給水区域内に存在しなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

- ア 誤り。法第25条の11(指定の取消し)「水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。」とされているが、**指定の取り消しができるのは、指定した水道事業者で他の水道事業者が指定を取り消すことはできない。**
- イ 記述のとおり。
- ウ 法第16条の2(給水装置工事)第1項「水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる」と認められる者の指定をすることができる。」水道法の定めるところにより、**指定された者でなければ給水工事の施工ができない。**
- エ 指定給水装置工事事業者の申請者の住所又は事業所の所在地が、**当該水道事業者の給水区域内に存在する必要はない。**ただし水道事業者からの立会を要求された場合の立会義務があるので、立会ができる地域とすべきであろう。

したがって、(3)が適当なものである。

平成18年度問題36 給水装置工事事務論 給水装置工事主任技術者に関する水道法第25条の4第1項から第4項までの規定の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、正しいものはどれか。

1. 指定給水装置工事事業者は  ア  ごとに第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
2. 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、 イ 、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
3. 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
  - 一 給水装置工事に関する  ウ  上の管理
  - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
  - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
  - 四 その他  エ  で定める職務
4. 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
(1) 事業所	遅滞なく	技術	厚生労働省令	
(2) 給水装置工事	30日以内に	工程	厚生労働省令	
(3) 給水装置工事	遅滞なく	工程	供給規程	
(4) 事業所	30日以内に	技術	供給規程	

【解説】

水道法第25条の4(給水装置工事主任技術者)「指定給水装置工事事業者は、**事業所**ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、**遅滞なく**、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
  - 一 給水装置工事に関する**技術**上の管理
  - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
  - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
  - 四 その他**厚生労働省令**で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

したがって、(1)が正しいものである。

平成18年度問題37 給水装置工事事務論 水道法施行規則に定める給水装置工事業の運営の基準に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管の取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、配水管から給水管を分岐する工事及び配水管への取付口から建物内又は受水槽までの工事を施行するときは、あらかじめ当該給水区域の水道事業者承認を受けた工法及び工期に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置する行為や、給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用する行為を行わないこと。

【解説】

- (1)、(2)、(4) 記述のとおり。
- (3) 誤り。水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第二号「配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から**水道メータまでの**工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。」

したがって、(3)が不適当なものである。

平成16年度問題38 給水装置工事事務論 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道法では、「指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者は、当該水道事業者の給水区域について、給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地等を記した申請書を、水道事業者に提出しなければならない。」とされているが、この場合、事業所の所在地は当該水道事業者の給水区域内でなくてもかまわない。
- (2) 水道法では、「水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。」とされている。ただし、給水装置の軽微な変更の場合は、当該水道事業者又は当該指定給水装置工事事業者の施行したものでなくてよい。
- (3) 水道法では、「給水装置工事主任技術者は、職務を誠実に行わなければならない。」とされている。このため、給水装置工事主任技術者を選任する指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者が職務を誠実に行うことができるように、その支援を行うとともに職務上支障を生じさせないようにしなければならない。
- (4) 水道法では、「給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理及び給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督を行う。」とされている。このため、給水装置工事主任技術者が自ら工事の施工に従事することはできない。

【解説】

- (1)、(2)、(3)は、記述のとおり。
- (4) 誤り。水道法第25条の4(給水装置工事主任技術者) 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
  - 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
  - 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
    - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
    - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
    - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
    - 四 その他厚生労働省令で定める職務
  - 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。と規定されているが、給水装置工事主任技術者が自ら工事の施工に従事することはできないという規定はない。

したがって、(4)が不適当なものである。

## 給水装置工事

平成22年度問題38 給水装置工事事務論 給水装置工事に関する次の記述のうち、設計審査の内容として**適当な組み合わせのものはどれか。**

- ア 給水管取出し箇所及び取出し口径の適否
- イ 止水栓及び水道メータの設置位置
- ウ 交通誘導員の配置
- エ 逆流防止装置の設置位置、吐水口の位置
- オ 受水槽以下配管の構造及び材質
- カ 直結加压形ポンプユニットの設置場所

- (1) ア イ ウ エ
- (2) ア イ エ カ
- (3) ア ウ オ カ
- (4) イ エ オ カ

## 【解説】

設計審査時の設計書にあたっては、以下の項目を記載する。

- (1) 方位 作図にあたっては必ず方位を記入し、北を上にするを原則とする。
- (2) 位置図 給水(申込)家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。
- (3) 平面図 平面図には、次の内容を記入すること。
  - ① 給水栓等給水用具の取付位置(イ)(エ)(カ)
  - ② 配水管からの分岐位置(3点オフセット)(ア)
  - ③ 布設する管の管種、口径、延長及び位置
  - ④ 道路の種別(舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分)
  - ⑤ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連給水栓番号
  - ⑥ 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径(ア)
  - ⑦ その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)
- (4) 詳細図 平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。
- (5) 立面図 立面図は平面で表現することのできない建物や配管等を表示すること。
- (6) 立体図 立体図は平面で表現することができない配管状況を立体的に表示するもので、施工する管の種類、口径及び延長等を記入すること。
- (7) その他 受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分までとする。

給水装置は、水道事業者の水道と直結するものであるから、**受水槽以下の設備**は給水装置にあたらない。また、**交通誘導員**の配置と給水装置とは直接の関連はないため、設計審査にあたっては、提出の必要ないものである。

したがって、(2)が**適当な組み合わせのもの**である。

平成20年度問題38 給水装置工事事務論 給水装置工事に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の申込みにあたり、給水装置工事の設計内容が法令等に適合していることの確認を行う。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合に、他の給水装置の取付け位置から30cm以上離すことはもとより、水道事業者と配水管の布設位置の確認に関する連絡調整を図る必要がある。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、多くの水道事業者が地震災害防止及び漏水時の緊急工事を円滑に実施する観点から、配水管からの給水管分岐部から水道メータ又は第1止水栓までの給水管の種類を指定している場合があるので、その確認を行う。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、道路下の配水管や他の地下埋設物、特にガス管に変形や破損が生じた場合にはその影響度が大きいことから、水道事業者から特定の者への下請けの指定や保証金の積立てを工事上の条件として求められた場合、その指示に従い工事を施行しなければならない。

## 【解説】

- (1)(2)(3)は記述のとおり。
- (4) 誤り。**水道事業者が特定の者への下請けの指定や保証金の積立てを工事上の条件として求められることはない。**

したがって、(4)が**不適当なもの**である。

平成19年度問題38 給水装置工事事務論 給水装置工事に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 水道事業者は、給水装置の検査を行うとき、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、その工事を施行した事業所の給水装置工事主任技術者を、検査に立ち合わせることを求めることができる。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、配水管と給水管の接続工事や道路下の配管工事において、適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させる必要があるが、その者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させてはならない。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に従事する者に技術的な指導監督を誠実に行わなければならない。
- (4) 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

【解説】

- (1)、(3)、(4) 記述のとおり。
- (2) 誤り。 則第36条(事業の運営の基準)第二号「配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。」

したがって、(2)が不適当なものである。

平成18年度問題37 給水装置工事事務論 水道法施行規則に定める給水装置工事の事業の運営の基準に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (2) 指定給水装置工事事業者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管の取付口から管及び他の地下埋設物に異常を生じさせないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 指定給水装置工事事業者は、配水管から給水管を分岐する工事及び配水管への取付口から建物内又は受水槽までの工事を施行するときは、あらかじめ当該給水区域の水道事業者に承認を受けた工法及び工期に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置する行為や、給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用する行為を行わないこと。

【解説】

- (1)、(2)、(4) 記述のとおり。
- (3) 誤り。 水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第二号「配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。」

したがって、(3)が不適当なものである。



## 給水装置の構造及び材質の基準

平成24年度問題38 給水装置工事事務論 給水装置の構造及び材質の基準(以下、本問においては「構造・材質基準」という。)などに関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 構造・材質基準に関する省令には、水道水の安全などを確保するために、耐圧、浸出等、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久の7項目の性能に係る基準が定められている。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、給水装置が構造・材質基準に適合するように技術上の管理を行わなければならない。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、給水用具を設置する際、当該給水用具が構造・材質基準に適合した製品であるかどうかを、第三者認証品及びJIS規格品であれば認証マーク等により確認し、自己認証品である場合は、製造者に適合品であることの証明書を提出させることなどにより、適合した製品であることを確認した後に工事を行わなければならない。
- (4) 指定給水装置工事事業者は、給水用具の設置にあたっては、水道事業者へ工事の届出を行わなければならない。なお、受水槽方式から直結給水方式への改造工事については届出の必要はない。

## 【解説】

- (1) 記述の通り。第16条(給水装置の構造及び材質) 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、**政令で定める基準**に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令で耐圧、浸出等、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久の7項目の性能に係る基準が定められている

- (2) 記述の通り。第25条の4(給水装置工事主任技術者)第3項 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実にしなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 **給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していること**の確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

- (3) 記述の通り。給水装置の構造及び材質の基準の改正について(各都道府県水道行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)(参考) 1「自己認証」について

「製造業者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明できなければ、指定給水装置工事事業者等の顧客の理解を得て販売することは困難となる。この証明について、製造業者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等によって行うことが自己認証と言われ、性能基準適合品であることの証明方法の基本となるものである。

なお、自己認証の具体例としては、製造業者等が、性能基準適合品であることを示す自社検査証印等の表示を製品等に行うこと、製品が設計段階で基準省令に定める性能基準を満たすものとなることを示す試験証明書及び製品品質の安全性を示す証明書(一例として、ISO(国際標準化機構)9000シリーズの規格への適合証明書)を製品の種類ごとに指定給水装置工事事業者等に提示すること等が考えられる。」

給水装置工事主任技術者は給水装置が第三者認証品及びJIS規格品については認証マーク等により確認し、自己認証については製造者に適合品であることの証明書を提出させることで、適合品の確認をする。

- (4) 誤り。直結給水方式は、**すべて給水装置にあたることから、改造工事の届け出が必要となる。**

したがって、(4)が不適当なものである。

平成24年度問題40 給水装置工事事務論 給水装置の構造及び材質の基準(以下、本問においては「構造・材質基準」という。)に関する次のア～エの記述のうち、**不適当なもの**の数はいくつか。

ア 給水装置用材料が使用可能か否かについては、構造・材質基準に適合しているか否かであり、消費者、指定給水装置工事事業者及び水道事業者等が判断することとなっている。この判断のための資料として厚生労働省では、全国的に利用できるデータベースを構築し、製品ごとの性能基準への適合院に関する情報を集積し利用者に提供している。

イ 給水管及び給水用具が構造・材質基準に適合する製品であることを証明する方法としては、製造業者などが自らの責任で証明する自己認証と製造業者などが第三者機関に証明を依頼する第三者認証がある。

ウ 構造・材質基準は、日本製の給水管や給水用具に適用する基準である。輸入された給水管や給水用具は、規制緩和及び国際整合化の観点から、ISO(国際標準化機構)の基準を満たしていることが必要とされ、日本の構造・材質基準は適用されないこととなる。

エ 第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否かを判定するとともに、基準適合製品が安定、継続して製造されているか否かなどの検査を行って基準の適合性を認証する。

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

【解説】

ア 記述の通り。厚生労働省給水装置データベース・基準適合品登録情報参照

[http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyusuidb/KYU\\_annai.html](http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyusuidb/KYU_annai.html)

イ 記述の通り。

ウ 誤り。給水装置の構造及び材質の基準の改正について(平成9年7月23日衛水第203号各都道府県水道行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)第3給水装置の構造及び材質の基準の運用3-1 既存給水装置等と基準省令との関係について

(三) 基準省令の性能基準を満足する製品規格(日本工業規格、製造業者等の団体の規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、**その性能基準の項目の全部に係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上に厳しいものをいう。**)に適合している製品については、基準省令の性能基準に適合したものとなること。

したがって、当該製品規格に適合していることが明確な製品(例えば当該製品規格の体系において規格適合の認証が行われ、製品にその旨表示されている製品)について、重ねて基準省令に係る試験を行う必要がないこと。

エ 記述の通り。「給水装置に係る第三者認証の業務等の指針」について(平成9年6月30日衛水第199号各都道府県水道行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通達)

給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針

五 認証方法

認証の申請があった場合には、対象製品のサンプルについて性能基準に適合しているか否かの試験を行い、試験に合格した製品について、6に示す検査方法によって基準適合が継続していることを確認しつつ、認証を行う。

したがって、(1)が不適当なもの数である。

平成22年度問題39 給水装置工事事務論 給水装置の構造及び材質の基準(以下、本問においては「構造・材質基準」という。)に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 給水管及び給水用具が構造・材質基準に適合する製品であることを証明する方法としては、製造業者等が自らの責任で証明する自己認証と製造業者等が第三者機関に依頼して証明してもらった第三者認証がある。なお、この認証によらない製品として、構造・材質基準に適合した JIS 等の規格表示品がある。
- (2) 第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否かを判定するとともに、基準適合製品が安定、継続して製造されているか否か等の検査を行って基準適合性を認証する。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事を施行するにあたり、構造・材質基準に適合するものとして、給水装置工事を行う給水区域の水道事業者の承認済マークが表示された製品を使用しなければならない。
- (4) 構造・材質基準に関する省令には、水道水の安全等を確保するために、耐圧、浸出等、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久の7項目の性能に係る基準が定められている。

**【解説】**

- (1) 記述の通り。給水装置に用いる給水管や給水用具の製造業者等は、自ら製造過程の品質管理や製造検査を適正に行い、給水装置の構造・材質基準に適合する製品(以下「基準適合品」という。)であることを自らの責任において認証すること(「**自己認証**」)が基本となった。

したがって、主任技術者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造業者等に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めること等により、基準に適合している製品であることを確認した上で、使用しなければならない。

給水装置に用いる製品は、構造・材質基準に適合していることを認証する第三者認証機関によって、認証(「**第三者認証**」)され、その認証済マークが表示されている製品を、使用しなければならない。

**日本工業規格(JIS)**、製造業者等の団体の規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上の基準の適合製品については、性能基準に適合しているものと判断して使用することができる。

- (2) 記述の通り。「認証の申請があった場合には、対象製品のサンプルについて性能基準に適合しているか否かの試験を行い、試験に合格した製品について、6に示す検査方法によって基準適合が継続していることを確認しつつ、認証を行う。」(給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針 平成9年6月厚生省水道環境部水道整備課)
- (3) 誤り。給水装置に用いる給水管や給水用具は、自己認証あるいは第三者認証をうけた製品あるいは JIS 規格品を使用する。

**型式認証の水道事業者の承認済マークが表示された製品を使用することはできない。**

- (4) 記述の通り。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成21年度問題39 給水装置工事事務論 給水装置に使用する製品等に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 給水装置には、給水装置の構造及び材質の基準(以下、「構造・材質基準」という。)に適合していることを自己認証により証明された製品、又は第三者認証機関によって認証されている製品を、使用しなければならない。
- イ 日本工業規格(JIS)、製造者等の団体の規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る性能条件が構造・材質基準に関する省令の性能基準と同等以上の製品規格である場合、その規格により製造された製品については、構造・材質基準に適合しているものと判断して使用することができる。
- ウ 構造・材質基準適合品であれば、給水装置工事に使用することができるので、それらを使用すれば、自動的に給水装置が構造・材質基準に適合することになる。
- エ 給水装置工事主任技術者は、構造・材質基準に適合した使用材料を選定し、その材料に応じた適正な機械器具の種類を判断し、現場に用いることができるように手配等を行わなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |

【解説】

ア、イ 記述の通り。

ウ 誤り。給水装置の構造及び材質の基準の内容は

ア 給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準

イ **給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準**

からなっている。

性能基準は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最小限の性能である「耐圧性能」、「浸出性能」、「耐寒性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「負圧破壊性能」、及び「耐久性能」について定められている。

なお、これらの性能項目は、項目ごとに、その性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている。

判断基準は、給水装置を構成する**個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造・材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めたものである。**

例えば、給水管・継手等の適切な接合、耐食性等の防護措置、給水用具自体が水撃限界性能や耐寒性能を有していない場合でも給水装置全体としてそれらの性能を確保すること、汚水の逆流が確実に防止できること、などを定めている。

エ 記述の通り。

したがって、(3)が適当なものである。

平成19年度問題37 給水装置工事事務論 給水装置の構造及び材質の基準に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 水道法施行令第5条の構造及び材質の基準を適用するにあたって必要な技術的な細目として定められている性能基準は、「耐圧」、「浸出等」、「水撃限界」、「逆流防止」、「耐寒」の5項目である。イ 給水装置工事主任技術者が、施主からの強い要望により施主の希望する外国製給水用具の取付けを依頼された。その給水用具は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していないため、使用できないことを説明したことは職務として適切である。
- ウ 飲用のための給水装置工事を行う場合、同じ敷地内で近接した場所にシアン、六価クロムを取り扱う工場があるが、給水装置の構造及び材質の基準に適合した給水管であるため、その製品を使用し、適切な防護を行い施行することにした。
- エ 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣の定める水撃限界に関する試験に合格した性能を有するものでなければならないが、当該給水用具の上流側に近接して水撃防止器具を設置することなどにより適切な水撃防止のための措置を講じているものは使用してよい。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |

【解説】

ア 誤り。給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最小限の性能である。「耐圧性能基準」、「浸出性能基準」、「水撃限界性能基準」、「逆流防止性能基準」、「**負圧破壊性能基準**」、「耐寒性能基準」及び「**耐久性能基準**」の**7項目**について定められている。

イ、エ 記述のとおり。

ウ 誤り。給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条(浸出等に関する基準)第3項 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に**近接して設置されていない**。

したがって、(4)が適当なものである。

平成16年度問題36 給水装置工事事務論 給水装置の構造及び材質の基準(以下、本問においては「構造・材質基準」という。)に関する次の記述のうち、**適当なもの**はどれか。

- (1) 水道使用者は、給水装置が構造・材質基準に適合していないときは、その給水装置工事の施行者に対し、水道法に基づき過料を科すことができる。
- (2) 給水装置は、システム全体としての逆流防止、凍結防止、防食等の機能整備を必要とするものであることから、「給水装置システム基準に関する省令」が定められている。
- (3) 構造・材質基準には、給水管及び給水用具の性能基準が定められているが、その内容は、耐圧性能、浸出性能、水撃限界性能、逆流防止性能等である。
- (4) 水道法施行令第5条では、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡してもよいとしている。

【解説】

- (1) 誤り。水道法第16条(給水装置の構造及び材質) 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、**供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。**
- (2) 誤り。「給水装置システム基準に関する省令」ではなく、「**給水装置の構造及び材質の基準に関する省令**」である。
- (3) 記述の通り。構造・材質基準には、給水管及び給水用具の性能基準が定められているが、その内容は、以下の通りである。
  - ① 耐圧に関する基準
  - ② 浸出等に関する基準
  - ③ 水撃限界に関する基準
  - ④ 防食に関する基準
  - ⑤ 逆流防止に関する基準
  - ⑥ 耐寒に関する基準
  - ⑦ 耐久に関する基準
- (4) 誤り。水道法施行令第5条(給水装置の構造及び材質の基準)第三号 **配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。**

したがって、(3)が適当なものである。

平成15年度問題38 給水装置工事事務論 給水装置の構造及び材質の基準(以下、本問においては「構造・材質基準」という。)に関する次の記述のうち、**適当なもの**はどれか。

- (1) 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事を施行するにあたり、構造・材質基準に適合するものとして、厚生労働省又は給水装置工事を行う給水区域の水道事業者の承認済マークが表示された給水管や給水用具を使用しなければならない。
- (2) 構造・材質基準は、日本製の給水管や給水用具に適用される基準である。輸入された給水管や給水用具は、規制緩和及び国際整合化の観点から、ISO(国際標準化機構)の基準を満たしていることが必要とされ、日本の構造・材質基準は適用されないこととなる。
- (3) 構造・材質基準は、鉛の浸出性能基準について改正され、平成15年4月1日から施行されている。ただし、経過措置として、給水装置工事事業者が、施行日に現に所有していた自己認証又は第三者認証のある給水管や給水用具については、改正後の浸出性能基準は満たさなくても、1年間に限り改正後の基準の適用が猶予される。
- (4) 給水管及び給水用具が構造・材質基準に適合する製品であることを証明する方法としては、製造業者などが自らの責任で証明する自己認証と製造業者などが第三者機関に証明を依頼する第三者認証がある。自己認証は、証明方法の基本となるものである。

【解説】

- (1) 誤り。給水装置に用いる給水管や給水用具の構造・材質基準への適合は、JIS品であること、自己認証品及び第三者認証品を使用することと定められている。**厚生労働省や水道事業者は、認証行為は行なわない。**
- (2) 誤り。海外の製品は、海外認証機関の製品規格のうち、**その性能基準項目の全てに係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上の基準の適合製品は、性能基準に適合しているものと判断して使用できる。**
- (3) 誤り。改正後の鉛の浸出性能基準を満たさなくなった給水管や給水用具は、この省令が施行される時に、現に設置されているもの及び給水装置の工事や建築の工事の行なわれている物に設置されるものは、その給水装置の大規模な改造のときまで猶予される。**しかし在庫品等は使用することができない。**
- (4) 記述のとおり。

したがって、(4)が適当なものである。

## 給水装置工事の記録

平成24年度問題37 給水装置工事事務論 給水装置工事の記録及び保存に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか**。なお、本間においては給水装置工事主任技術者を「主任技術者」という。

ア 工事記録については、水道事業者が給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することができる。この記録は工事完了前の記録であるため、工事完了後3年以内に正式な工事記録を作成し、保存しなければならない。

イ 工事記録の作成は、施行した給水装置工事について指名された主任技術者に行わせることになるが、主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよい。

ウ 主任技術者は、給水装置工事の記録として給水装置の構造及び材質の基準への適合既に関する記録を整備しなければならないが、その記録は竣工検査の結果のみでよいとされており、工程ごとの作業結果の記録は義務付けられていない。

エ 主任技術者は、単独本栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)であっても、給水装置工事の記録を作成しなければならない。

- |     | ア | イ | ウ | エ |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

## 【解説】

ア 誤り。規則第36条(事業の運営の基準)第六号 施行した給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、**当該記録をその作成の日から3年間保存すること**。

イ 記述の通り。

ウ 誤り。給水装置工事技術指針・急須装置工事事務論・5給水装置工事記録の保存解説4

主任技術者は、施工した給水工事の施主の氏名又は名称、施行の場所、施行完了年月日、給水装置工事主任技術者の氏名、竣工図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項、工程ごとの給水装置の構造・材質基準への適合確認の方法及びその結果以外に、**個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施工計画の作成に当たって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事を実施した配管工の氏名、工程ごとの構造・材質基準への適合に関して講じた確認`改善作業の概要などを記録に止めておくことが望ましい**。そのような日常的な努力が技術力の向上につながる事となる。

エ 誤り。規則第36条(事業の運営の基準)第六号 施行した給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、**当該記録をその作成の日から3年間保存すること**。

第13条(給水装置の軽微な変更) 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

したがって、(2)が適当なものである。

平成23年度問題36 給水装置工事事務論 給水装置工事の記録及び保存に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。なお、本問においては給水装置工事主任技術者を「主任技術者」という。

- ア 指定給水装置工事事業者は、事業運営の基準に従い、主任技術者に施行した給水装置工事に係る記録を作成させ、3年間保存しなければならない。
- イ 主任技術者には、水道事業者による給水装置工事の竣工検査の際に、その工事の記録を水道事業者に提出することが義務付けられている。
- ウ 給水装置工事の記録の作成は、主任技術者が行うこととなっており、当該給水装置工事の担当者であるか、ないかにかかわらず、既に選任されている主任技術者の中の1人に行わせることができる。
- エ 給水装置工事の記録は、施主の氏名又は名称、施行場所、施行完了年月日、記録を作成した主任技術者の氏名、竣工図、使用した材料のリストと数量、工程ごとの給水装置の構造及び材質の基準への適合性確認の方法及びその結果、竣工検査の結果について作成する。

- ア イ ウ エ
- (1) 正 誤 正 正
- (2) 正 正 正 誤
- (3) 誤 正 誤 誤
- (4) 正 誤 誤 誤

【解説】

ア 記述の通り。

イ 誤り。第25条の10（報告又は資料の提出） 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な**報告又は資料の提出を求め**ることができる。

ウ 誤り。記録の作成は、施行した給水装置工事について指名された主任技術者に行わせることになるが、主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよいとされているが、**他の主任技術者に行わせて良いこととはなっていない**。

エ 誤り。工事事業者は、施行した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施工場所、施工年月日、**その工事の技術上の管理を行った主任技術者の氏名**、竣工図、使用した材料のリストと数量、工程ごとの構造・材質基準への適合性確認の方法及びその結果、竣工検査の結果についての記録を整備し、3年間保存しなければならない。

したがって、(4)が適当なものである。

平成22年度問題40 給水装置工事事務論 給水装置工事の記録の保存に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 指定給水装置工事事業者は、施行した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施行場所、その工事の技術上の管理を行った給水装置工事主任技術者の氏名等について記録を作成し、1年間保存しなければならない。
- イ 給水装置工事の記録については、特に様式が定められていないため、水道事業者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存してもよい。
- ウ 給水装置工事の記録の作成は、施行した給水装置工事について指名された給水装置工事主任技術者が行うものであるが、当該給水装置工事主任技術者の指導・監督のもとで、他の従業員が行ってもよい。
- エ 給水装置工事主任技術者は、個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、工程ごとの給水装置の構造及び材質の基準への適合に関して講じた確認・改善作業の概要等を記録に止めておくことが望ましい。

- ア イ ウ エ
- (1) 誤 正 誤 正
- (2) 誤 正 正 正
- (3) 正 誤 誤 正
- (4) 誤 誤 正 誤

【解説】

ア 法第36条(事業の運営の基準)第六号「施行した給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から**3年間**保存すること。

- イ 施主の氏名又は名称 ロ 施行の場所 ハ 施行完了年月日 ニ 給水装置工事主任技術者の氏名  
ホ 竣工図 ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項  
ト 法第25条の4第3項第三号の確認の方法及びその結果」

イ、ウ、エ 記述の通り。

したがって、(2)が適当なものである。



平成21年度問題40 給水装置工事事務論 給水装置工事の記録の保存に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 給水装置工事の記録は、施主の氏名又は名称、施行場所、竣工図等の水道法令に規定された事項が記録され、所定の期間保管することができれば、記録する媒体について特段の制限はない。
- イ 指定給水装置工事事業者は、指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事の記録をさせ、当該記録をその作成の日から3年間保存しなければならない。
- ウ 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の記録として給水装置の構造及び材質の基準への適合性に関する記録を整備しなければならないが、その記録は確認した結果のみでよいとされており、適合の確認方法など作業過程の記録は義務付けられていない。
- エ 給水装置工事主任技術者には、水道事業者による給水装置工事の竣工検査の際に、その工事の記録を水道事業者に提出することが義務付けられている。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |

【解説】

ア 記述の通り。水道法逐条解説(日本水道協会) 法25条の8(事業の基準)[解説]2.事業の運営の基準の内容(6) 工事に関する記録および保管

「法第25条の9及び25条の10の規定により、指定給水装置工事事業者は、水道事業者の給水装置の検査への給水装置工事主任技術者の立ち会いや給水装置工事に関する報告を求められることとなるため、工事に関して記録すべき事項及びその保存期間を定めたものである。

なお、これらの記録については、整理した上で保存すべきことはいうまでもないことであるが、水道事業者に提出した図書等や工事過程で作成した記録等の既存の書類を活用することにより足りる場合には、新たに作成する必要はない。また、確実な保存が行われるよう留意したうえで電子媒体により記録、保存することもできる。

イ 記述の通り。

ウ 誤り。主任技術者は、水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第六号の事項以外に、**個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施工計画の作成に当たって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事を実施した配管工の氏名、工程ごとの構造・材質基準への適合に関して講じた確認、改善作業の概要などを記録に止めておくことが望ましい。**そのような日常的な努力が技術力の向上につながる事となる。

エ 第25条の10(報告又は資料の提出) 「水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」

**施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出は義務付けではない**が、一般的には、水道事業者は報告や資料の提出を要求し、給水装置工事事業者は水道事業者の様式で提出し、竣工図等とともに、記録として保存している。

したがって、(4)が適当なものである。

平成19年度問題40 給水装置工事事務論 給水装置工事の記録及び保存に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 指定給水装置工事事業者は、事業運営の基準に従い、給水装置工事主任技術者に施行した給水装置工事に係る記録を作成させ、1年間保存しなければならない。
- イ 給水装置工事の記録は、施主の氏名又は名称、施行場所、施行完了年月日、その工事の技術上の管理を行った給水装置工事主任技術者の氏名、竣工図、使用した材料のリストと数量、工程ごとの給水装置の構造及び材質の基準への適合性確認の方法及びその結果、竣工検査の結果について作成する。
- ウ 給水装置工事の記録の作成は、給水装置工事主任技術者が行うこととなっており、当該給水装置工事の担当者であるか、ないかにかかわらず、既に選任されている給水装置工事主任技術者の中の1人に行わせることができる。
- エ 給水装置工事の記録は、特に様式が定められていないが、水道事業者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されている場合でも、その複写したものではありません。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

ア 誤り。記録は**3年間**保存しなければならない。

イ 記述のとおり。

ウ 誤り。この記録の作成は、施行した給水装置工事について指名された主任技術者に行わせるが、**担当した主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよい**。

エ 誤り。この記録については特に様式が定められているものではない。従って、**水道事業者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる**。また、電子記録を活用することもできるので、事務の遂行に最も都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。

したがって、(3)が適当なものである。

平成18年度問題40 給水装置工事事務論 給水装置工事の記録に関する次のア～ウの記述のうち、**不適当なもの**の数は次のうちどれか。

- ア 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事に係る記録を作成させ、5年間保存しなければならない。
- イ 給水装置工事の記録には、施主の氏名又は名称、施行場所、施行完了年月日、その工事の技術上の管理を行った給水装置工事主任技術者の氏名、竣工図、使用した材料のリストと数量、工程ごとの給水装置の構造及び材質の基準への適合性確認の方法並びにその結果、竣工検査の結果を記載、添付しなければならない。
- ウ 給水装置工事の記録は、特に様式が定められているものではない。したがって、水道事業者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる。しかし、この記録は個人情報であるため外部に流出しやすい電子情報での保存はしてはならない。

- (1) 0  
 (2) 1  
 (3) 2  
 (4) 3

【解説】

ア 誤り。記録の保存は、**3年間**である。

イ 記述のとおり。

ウ 誤り。記録については特に様式が定められているものではない。従って、水道事業者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる。また、**電子記録を活用することもできる**ので、事務の遂行に最も都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。

したがって、(3)が不適当なもの数である。

平成15年度問題37 給水装置工事事務論 給水装置工事の記録の保存に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 給水装置工事の記録は、施主の氏名又は名称、施行場所、竣工図等の水道法令に規定された事項が記録され、所定の期間保管することができれば、媒体についての制限はない。
- イ 指定給水装置工事事業者は、指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事の記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存しなければならないとされている。
- ウ 給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の記録として給水装置の構造及び材質の基準への適合性に関する記録を整備しなければならないが、その記録は確認した結果のみでよいとされており、適合の確認方法など作業過程の記録は義務付けられていない。
- エ 給水装置工事主任技術者には、水道事業者による給水装置工事の竣工検査の際に、その工事の記録を水道事業者へ提出することが義務付けられている。

- |     | ア | イ | ウ | エ |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

ア、イ 記述のとおり。

ウ 誤り。給水装置工事の記録として、**給水装置の構造及び材質の基準への適合性の確認方法及びその結果の記録は義務付けられている。**

エ 誤り。水道事業者は、給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができると定めているが、**記録を提出することは義務付けてはいない。**

したがって、(3)が適当なものである。